

## 20 グループ法人間の減価償却資産の譲渡

法人税

消費税

## 事例

平成22年10月20日にグループ法人に該当する法人相互間の完全支配関係があるA社及びB社（いずれも3月末決算法人）において、A社が所有する機械装置をB社へ譲渡しました（下記参照、譲渡対価は譲渡時の適正な時価とします）。

譲渡時におけるA社及びB社の会計処理及び税務調整はどのように行うのでしょうか。

また、B社が平成23年3月期においてA社から取得した機械装置について損金経理により減価償却（償却額250万円）を行った場合には、A社はどのような処理が必要になるのでしょうか。

なお、B社ではA社から取得した機械装置は減価償却資産に該当し（当事者間の通知は遅滞なく行われています）、両社ともに消費税の課税事業者には該当しません。

| 資産区分 | A社のB社への譲渡対価 | A社の譲渡直前の帳簿価額 |
|------|-------------|--------------|
| 機械装置 | 5,000万円（税抜） | 6,000万円      |

## 課税内容

平成22年度改正により、平成22年10月1日以後に行われたグループ法人間における資産の譲渡取引等は譲渡損益が繰り延べられることになりました。

| 税目  | 課税判断のポイント   |
|-----|---|
| 法人税 | A社がB社に譲渡した機械装置の譲渡損（会計処理）は、繰延処理されますが（税務調整）、その後、B社において機 |

|     |  |
|-----|--|
|     | 械装置の償却が行われた場合には、その償却に対応する額はA社において繰延額の一部戻入れを行います。 |
| 消費税 | 機械装置の譲渡は、課税取引に該当します。                             |

## ■ 解 説 ■

### 法人税関係

#### 1 完全支配関係のある法人間の定義

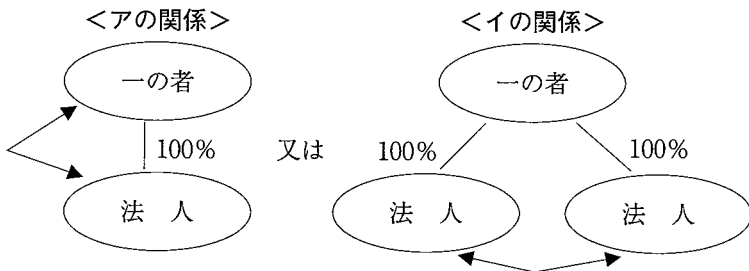
完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式の全部（100％）を直接若しくは間接に保有する、(1)及び(2)の関係をいいます（法税2十二の七の六、法税令4の2②）。

##### (1) 当事者間の完全支配関係

当事者間の完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式の全部を直接若しくは間接に保有する関係をいいます（下記<アの関係>）。

##### (2) 法人相互間の完全支配関係

法人相互間の完全支配関係とは、一の者との間に上記(1)の関係（当事者間の完全支配関係）がある法人間相互の関係をいいます（下記<イの関係>）。



| 項目             | 譲渡法人A社の処理                                       | 譲受法人B社の処理               |
|----------------|---|-------------------------|
| 資産移転時の会計処理     | 現金 5,000万円 / 機械装置6,000万円<br>譲渡損1,000万円          | 機械装置5,000万円 / 現金5,000万円 |
| 税務調整<br>(別表処理) | 譲渡損益1,000万円<br>調整勘定 / 譲渡損益1,000万円<br>調整勘定繰入(益金) | 税務調整なし                  |

### 5 B社が償却を行った場合におけるA社の税務調整

譲受法人B社の譲受後の事業年度において（本事例の場合には平成23年3月期）、機械装置の償却費を損金経理により損金の額に算入したときは（下表：譲受法人B社の処理「償却費の計上（会計処理）」欄参照）、次により計算した金額（原則法による償却）は、譲渡法人A社の事業年度では譲渡時に繰り延べた金額（下表：譲渡法人A社の処理「税務調整（別表処理）」欄参照）の一部を損金の額に戻入れます（下表：譲渡法人A社の処理「税務調整（別表処理）」欄参照）（法税令122の14④三）。

$$\left( \begin{array}{l} \text{損金の額} \\ \text{に算入す} \\ \text{る金額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{l} \text{機械装置} \\ \text{の譲渡損} \\ \text{失(1,000} \\ \text{万円)} \end{array} \right) \times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{譲受法人B社で償却費として損金} \\ \text{の額に算入された金額(250万円)} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{譲受法人B社における機械装置の} \\ \text{取得価額(5,000万円)} \end{array} \right)}$$

| 項目               | 譲渡法人A社の処理                                   | 譲受法人B社の処理            |
|------------------|---|----------------------|
| 償却費の計上<br>(会計処理) | 会計処理なし                                      | 償却費250万円 / 機械装置250万円 |
| 税務調整<br>(別表処理)   | 譲渡損益調整50万円<br>調整勘定戻入(損金) / 譲渡損益50万円<br>調整勘定 | 税務調整なし               |

## 消費税関係

### 1 課税対象となる取引

国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等（本事例の場合には機械装置の譲渡）は、消費税の課税対象になります（消費税2①八・九・②・4①、消税令2③）。

### 2 グループ法人間の資産の譲渡取引等

法人税ではグループ法人間の資産の譲渡取引等は、時価で譲渡し実現した損益を繰延処理しますが、消費税ではグループ法人間の資産の譲渡取引等について課税繰延規定がないことから、機械装置の時価に係る消費税（本事例の場合には $5,000万円 \times 5\% = 250万円$ ）がA社では「課税売上げ」になり、B社では「課税仕入れ」になります。

## 31 相続した非上場株式の発行会社への譲渡

源泉所得税

譲渡所得税

相続税

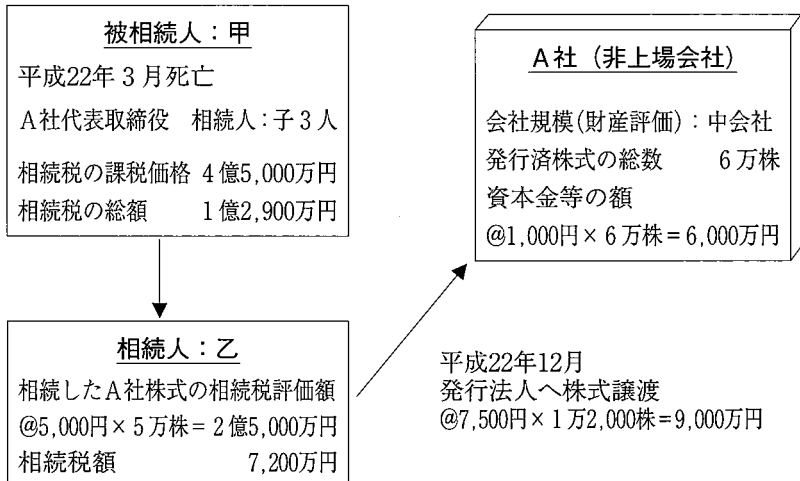
法人税

## 事例

平成22年3月にA社（非上場会社）の創業者であり代表取締役であった甲が死亡し、甲の所有していたA社株式5万株は甲の後継者である相続人乙（長男）が相続しました。

乙は相続財産がA社株式のみのため、そのうち1万2,000株を発行会社であるA社に買い取ってもらい納税資金を捻出することとしました。

この場合の税務上の取扱いはどのようになるのでしょうか。



## 課税内容

相続等により取得した非上場株式を発行人に対して譲渡した場合には、みなし配当課税が行われず、収入金額のすべてが譲渡所得税の対象になります。

| 税 目       | 課税判断のポイント  |
|-----------|--|
| 源泉所得<br>税 | 相続人等が相続等により取得した非上場株式を発行会社へ譲渡した場合において、一定の要件を満たした場合には、みなし配当課税は行われず、発行会社は所得税の源泉徴収義務はありません。                  |
| 譲渡所得<br>税 | 相続等により非上場株式を取得し相続税が課税された者は、相続税の申告期限の翌日等から3年以内に、その非上場株式を発行会社に譲渡した場合には、発行会社からの交付金銭の全額が株式の譲渡所得に係る収入金額とされます。 |
| 相続税       | 法人の支配株主が相続等により取得した株式の評価額は、会社規模（大会社・中会社・小会社の区分）に応じて、財産評価基本通達に定める原則的評価方法により評価します。                          |
| 法人税       | 個人が発行会社へ株式を譲渡する場合には、原則として適正な売買実例によりますが、課税上弊害がない場合に限り、一定の条件の下で小会社として評価した価額とすることが認められます。                   |

## ■ 解 説 ■

### 源泉所得税関係

#### 1 みなし配当

株主等が株式を発行法人に譲渡した場合において、譲渡収入金額のうち資本金等の額を超える部分があるときは、その超える部分の金額は利益の配当とされ配当所得として課税が行われます（所税25）。

また、金銭その他の資産の交付を受けた場合には、交付する法人は所得税の源泉徴収を行わなければなりません（所税181）。

このみなし配当の金額は、他の所得と合算して総合課税の対象になり、確定申告により申告納付することを要します。なお、みなし配当の金額についても配当控除の適用をすることができますが、最高で所得税40%（及び住民税10%）の税負担を負うことになります。

(1) みなし配当の金額

(譲渡価額) (A社の資本金等の額)

$$(7,500円 - 1,000円) \times 1万2,000株 = 7,800万円$$

(2) 源泉所得税の計算

(みなし配当の金額) (源泉徴収税率)

$$7,800万円 \times 20\% = 1,560万円$$

## 譲渡所得税関係

### 1 譲渡所得に係る収入金額

相続税の課税価格計算の基礎に算入された非上場株式を発行会社に譲渡して、みなし配当課税の特例の適用を受けるときは、その適用を受ける金額について株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなすこととなります。

発行会社から支払を受ける金銭から、その非上場株式の取得費を控除した株式譲渡益に対し、申告分離課税により所得税が課税されます。

### 2 相続財産に係る非上場株式を発行会社に譲渡した場合

#### (1) 相続税の取得費加算の特例

相続又は遺贈により財産を相続開始日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以内に、その相続により取得した非上場株式を発